

独占禁止法相談ネットワーク

を御利用ください！



こんなときは…

- ❖ 取引に関係のない商品を購入させられた
- ❖ 発注を受けるときはいつも口頭
- ❖ 取引先メーカーから値引販売を禁止された
- ❖ 同業者と業務提携をしたい
- ❖ 事業者団体の会合でどんな情報交換をしたら問題になるのか …など

まずはお近くの

商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



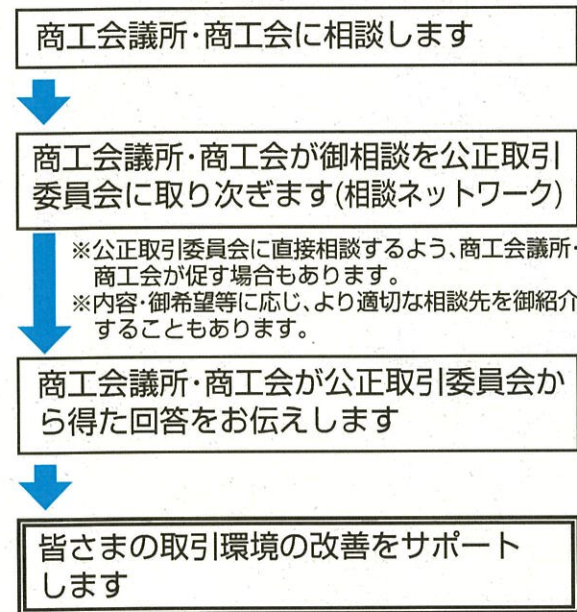
どっきん

裏面も
御覧ください

1 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

2 御相談の流れ



相談すると、相談内容が取引先に伝わるのでは？

御相談いただいた内容や情報については厳重に管理いたします。

相談しても何も変わらないのでは？

相談によって、差し引かれていた下請代金が返ってきたり、下請代金が早く支払われるようになることもあります。

そもそもこのトラブル、下請法や独占禁止法に関する事なの？

まずは御相談ください！ あなたのビジネスを改善できるかもしれません。

<本件に関する問い合わせ先：お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局
〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
中央合同庁舎第6号館B棟
・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課
・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課	☎ 011-231-6300
東北事務所・総務課	☎ 022-225-7095
中部事務所・総務課	☎ 052-961-9421
近畿中国四国事務所・総務課	☎ 06-6941-2173
中国支所・総務課	☎ 082-228-1501
四国支所・総務課	☎ 087-834-1441
九州事務所・総務課	☎ 092-431-5881
内閣府沖縄総合事務局・公正取引室	☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる！独禁法」
～優越的地位の濫用編
～下請法編
～組合適用除外編

あなたの抱える取引に関するそのお悩み、

下請法 違反かもしれません！



発注書面の不交付



下請代金の減額



下請代金の支払遅延



買ったたき

こんなときは…

- ❖ 発注を受けるときはいつも口頭
- ❖ 代金を支払日に払ってもらえなかった
- ❖ 注文を受けた後に値引きされた
- ❖ 原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた …など

まずはお近くの

商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



どつきん

裏面も
御覧ください

1 下請法

- 下請法は、下請取引の公正化を図り下請事業者の利益を保護するための法律です。
- 下請法の対象となる下請取引は①取引の内容と②事業者の資本金(出資金を含みます)の両面から定められています。

物品の製造委託・修理委託
 情報成果物作成委託・役務提供委託
 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
3億円超	3億円以下(個人含む)
1千万円超3億円以下	1千万円以下(個人含む)

情報成果物作成委託・役務提供委託
 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
5千万円超	5千万円以下(個人含む)
1千万円超5千万円以下	1千万円以下(個人含む)

- 下請法に違反している親事業者に対しては、**勧告・指導**が行われます。勧告の場合、親事業者の会社名等が公表されます。
- 公正取引委員会は、勧告や指導により、親事業者の違反行為をやめさせたり、下請代金の減額分を下請事業者に対して返還させるなどしています。

2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局
 〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
 中央合同庁舎第6号館B棟
 ・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課
 ・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課	☎ 011-231-6300
東北事務所・総務課	☎ 022-225-7095
中部事務所・総務課	☎ 052-961-9421
近畿中国四国事務所・総務課	☎ 06-6941-2173
中国支所・総務課	☎ 082-228-1501
四国支所・総務課	☎ 087-834-1441
九州事務所・総務課	☎ 092-431-5881
内閣府沖縄総合事務局・公正取引室	☎ 098-866-0049



公正取引委員会
 Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」
 ~独占禁止法相談ネットワーク編
 ~優越的地位の濫用編
 ~組合適用除外編

それって、 優越的地位の濫用 かもしれません！



こんなときは…

- ❖ 取引に関係のない商品を購入させられた
- ❖ 納入した商品の販売促進に直接関係のない売り場の改装や広告のための協賛金を負担させられた
- ❖ 取引先の新規オープンセールのために従業員を無償で派遣させられた …など

まずはお近くの
商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

@jftc

f

JapanFTC

YouTube

JFTCchannel



裏面も
御覧ください

どっくん

1 優越的地位の濫用

- 優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者^(注1)が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などにより、**正常な商慣習**^(注2)に照らして**不当に不利益を与える**ことを禁止しています。
- **排除措置命令**や**課徴金納付命令**の対象になります。

(注1)地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

(注2)現に存在する商慣習に合致しているからといって行為が正当化されるとは限りません。



優越的地位の濫用

=

優越的地位

+

正常な商慣習に照らして不当に

+

濫用行為

2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ **03-3581-5471 (代表)**

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課

・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引室

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-834-1441

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」
~独占禁止法相談ネットワーク編
~下請法編
~組合適用除外編